

「高額療養費制度の見直しについて」の訂正について

1. 70歳未満の高額療養費自己負担限度額

所得区分	特記事項 ※	令和8年7月診療分まで	令和8年8月診療分～ 令和9年7月診療分
旧ただし書き所得 901万円超	26 区ア	252,600 円＋ (医療費－842,000 円) × 1% ＜多数回該当 140,100 円＞	270,300 円＋ (医療費－901,000 円) × 1% ＜多数回該当 140,100 円＞
旧ただし書き所得 600万円超～ 901万円以下	27 区イ	167,400 円＋ (医療費－558,000 円) × 1% ＜多数回該当 93,000 円＞	179,100 円 ＋ (医療費－597,000 円) × 1% ＜多数回該当 93,000 円＞
旧ただし書き所得 210万円超～ 600万円以下	28 区ウ	80,100 円＋ (医療費－267,000 円) × 1% ＜多数回該当 44,400 円＞	85,800 円 ＋ (医療費－286,000 円) × 1% ＜多数回該当 44,400 円＞
旧ただし書き所得 210万円以下	29 区エ	57,600 円 ＜多数回該当 44,400 円＞	61,500 円 ＜多数回該当 44,400 円＞
市町村民税 世帯非課税	30 区オ	35,400 円 ＜多数回該当 24,600 円＞	36,900 円 ＜多数回該当 24,600 円＞

※ 特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の特記事項は、「31 多ア」「32 多イ」「33 多ウ」
「34 多エ」「35 多才」

2. 70歳以上の高額療養費自己負担限度額

所得区分	特記事項 ※1	令和8年7月診療分まで		令和8年8月診療分～ 令和9年7月診療分	
		入院	外来	入院	外来
課税所得 690万円以上	26 区ア	252,600 円＋ (医療費－842,000 円) × 1% ＜多数回該当 140,100 円＞		270,300 円＋ (医療費－901,000 円) × 1% ＜多数回該当 140,100 円＞	
課税所得 380万円以上～ 690万円未満	27 区イ	167,400 円＋ (医療費－558,000 円) × 1% ＜多数回該当 93,000 円＞		179,100 円 ＋ (医療費－597,000 円) × 1% ＜多数回該当 93,000 円＞	
課税所得 145万円以上～ 380万円未満	28 区ウ	80,100 円＋ (医療費－267,000 円) × 1% ＜多数回該当 44,400 円＞		85,800 円 ＋ (医療費－286,000 円) × 1% ＜多数回該当 44,400 円＞	

課税所得 145 万円未満	29 区エ ※2	57,600 円 ＜多数回該当 44,400 円＞	18,000 円	61,500 円 ＜多数回該当 44,400 円＞	22,000 円
一般Ⅱ	41 区力 ※3	57,600 円 ＜多数回該当 44,400 円＞	18,000 円	61,500 円 ＜多数回該当 44,400 円＞	22,000 円
一般Ⅰ	42 区キ ※3	57,600 円 ＜多数回該当 44,400 円＞	18,000 円	61,500 円 ＜多数回該当 44,400 円＞	22,000 円
低所得者Ⅱ	30 区オ	24,600 円	8,000 円	25,700 円 ＜多数回該当 24,600 円＞ ※4	11,000 円
低所得者Ⅰ	30 区オ	15,000 円	8,000 円	15,700 円	8,000 円

※1 特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の特記事項は、「31 多ア」「32 多イ」「33 多ウ」

「34 多エ」「35 多才」「43 多力」「44 多キ」

※2 高齢受給者（70 歳から 74 歳（後期高齢者医療加入者を除く））

※3 後期高齢者（原則 75 歳以上）

※4 赤字部分「＜多数回該当 24,600 円＞」を追記

担当：審査管理課 管理係

電話：052-962-4727